令和3年度

呉市健全化判断比率及び資金不足比率 審査意見書

呉市監査委員

呉 監 第 1 2 5 号 令和4年8月17日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

福永髙美

令和3年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により、審査に付された令和3年度呉市健全化判断比率及び資金不足比 率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、別紙のとおり意 見を決定したので提出します。

目 次

	4	3和3	年度吳	市健全	と化判	」断比	[率及	び資	金不	足比:	率審	査意.	見
第 1	審	査の対	付象			•••••	•••••						1
第 2	審	査の基	期間			• • • • • •	• • • • • •					••••	1
第 3	審	査の権	既要				•••••						1
第 4	審	査の約	吉果			•••••	• • • • • •						1
1	健	全化半	判断比	率 …									2
	(1)	健全化	匕判断	比率の	状況	•••							2
	ア	実質	質赤字	比率		• • • • • •	• • • • • •					••••	2
	イ	連約	吉実質	赤字比	率	• • • • • •	• • • • • •					••••	2
	ウ	実質	質公債	費比率		• • • • • •	• • • • • •					••••	3
	工	将列	来 負担	比率									4
	(2)	改善	又は検	討を要	望す	る事	項						5
2	資	金不足	足比率			• • • • • •	• • • • • •					••••	6
	(1)	資金を	不足比	率の状	:況								6
	(2)	改善	又は検	討を要	望す	る事	項						6

令和3年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率,将来負担比率(以下「健全化判断比率」と総称する。)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月5日から8月12日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から提出された令和3年度(以下「当年度」という。)の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、呉市監査基準に準拠して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる 事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確に作成されているも のと認めた。

なお,各比率の状況及び審査意見並びに改善又は検討を要望する事項は,次の とおりである。

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

第1表 健全化判断比率の状況

(単位 %)

区 分	R 3 年度	R 2 年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率	_			11. 25
連結実質赤字比率	_			16. 25
実質公債費比率	6. 9	8. 1	△ 1.2	25.0
将来負担比率	56. 0	66. 7	△ 10.7	350.0

- (注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は,「一」で表示している。
 - 2 各比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を 定めなければならない。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等(一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計,公園墓地事業特別会計及び地域下水道事業特別会計をいう。以下同じ。)について、歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模(標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。以下同じ。)で除したものである。

当年度の一般会計等の実質収支額は、4,470,636千円の黒字となっており、 対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

引き続き, 健全な財政運営の確保に努められたい。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に公営事業会計(16会計)を合わせた 全会計(20会計)の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳 入の資金不足額を標準財政規模で除したものである。

当年度の連結実質収支額は、10,375,653千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

引き続き, 健全な財政運営の確保に努められたい。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない地方債の返済額から返済に充当した特定財源を控除した経費(以下「元利償還金」という。)及びこれに準じた経費(以下「準元利償還金」という。)を、標準財政規模を基本とした額で除したものの過去3か年の平均値である。

当年度の実質公債費比率は6.9%で,前年度に比べ1.2ポイント低下し, 早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

当年度の実質公債費比率の算定基礎は令和元年度から当年度までの数値であり、前年度の算定基礎は平成30年度から前年度までの数値であることから、重複していない当年度と平成30年度の数値を単年度で比較してみると、第2表のとおりである。

第2表 単年度数値の比較表

(単位 千円, %)

			(手匹	1 1 1 , /0 /
区分	R 3 年度	H 30 年度	増減	増減率
元利償還金	10, 448, 746	11, 343, 944	△ 895, 198	△ 7.9
準元利償還金	1, 659, 222	2, 877, 226	△ 1,218,004	△ 42.3
合 計 (A)	12, 107, 968	14, 221, 170	△ 2, 113, 202	△ 14.9
基準財政需要額に算入された公債費	7, 507, 327	8, 148, 927	△ 641,600	△ 7.9
基準財政需要額に算入された準公債費	1, 618, 933	1, 626, 273	△ 7,340	△ 0.5
合 計 (B)	9, 126, 260	9, 775, 200	△ 648,940	△ 6.6
標準財政規模 (C)	56, 955, 693	55, 502, 958	1, 452, 735	2.6
(A) - (B)	2, 981, 708	4, 445, 970	△ 1, 464, 262	△ 32.9
(C) - (B)	47, 829, 433	45, 727, 758	2, 101, 675	4. 6
実質公債費比率 (単年度数値) $\frac{(A) - (B)}{(C) - (B)}$	6. 2	9. 7	△ 3.5	_
実質公債費比率 (3か年平均)	6. 9	10.5	△ 3.6	_

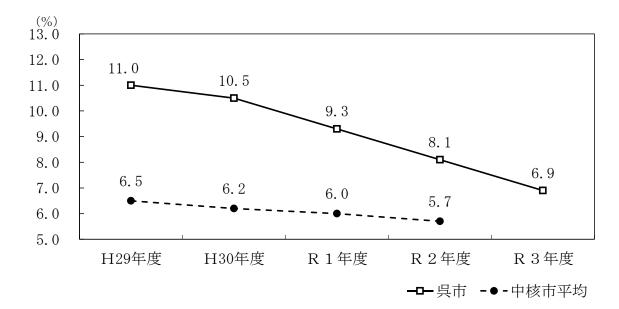
当年度は、平成30年度に比べ、実質公債費比率の単年度数値が3.5ポイント低下している。

これは、普通交付税額等の増に伴う標準財政規模の増などにより、分母 ((C)-(B)) で2,101,675千円(4.6%)増加し、加えて、準元利償還金等

の減により、分子 ((A)-(B)) で1,464,262千円 (32.9%) 減少したことによるものである。これにより、前述のとおり、実質公債費比率 (3) か年平均)も低下している。

しかし,前年度の数値を中核市平均と比較してみると,2.4ポイント上回っていることから,今後も,地方債の借入れには慎重を期し,健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、実質公債費比率の最近5年間の推移は、第1図のとおりである。



第1図 実質公債費比率の推移

工 将来負担比率

将来負担比率は,一般会計等が将来的に負担すべき負債に当たる額(将来負担額)を把握し,その額から負債の償還に充てることができる基金等の額を控除した額(以下「実質的な将来負担額」という。)を標準財政規模を基本とした額で除したものである。

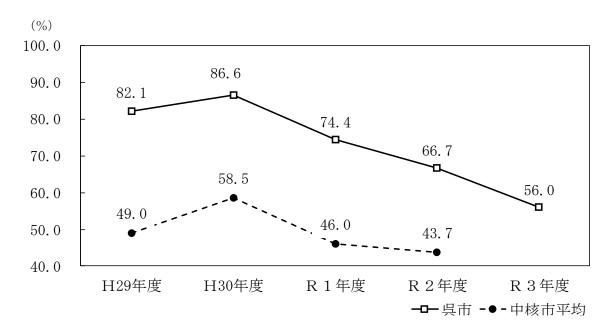
当年度の将来負担比率は56.0%で、前年度に比べ10.7ポイント低下し、 早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

これは,主として,一般会計等に係る地方債の現在高で3,887,475千円 (3.2%),公営企業債等繰入見込額で2,236,373千円 (8.5%),それぞれ減少したことなどにより,実質的な将来負担額が,前年度に比べ4,206,917

千円(13.6%)減少したことによるものである。

しかし,前年度の数値を中核市平均と比較してみると,23.0ポイント上回っていることから,引き続き,健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、将来負担比率の最近5年間の推移は、第2図のとおりである。



第2図 将来負担比率の推移

(2) 改善又は検討を要望する事項

事務の処理状況は、おおむね適正と認められ、特に指摘すべき事項はない。

2 資金不足比率

(1) 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第3表 資金不足比率の状況

		区 分	R	3 年	度	R	2	年	度	経営健全化 基準
法	病院	事業会計			_				_	%
適田	水道	事業会計			_				_	
用企	工業用水道事業会計									
業	下 水 道	事業会計			_				_	
法		集落排水事業特別会計			_				_	ı
非		地方卸売市場事業特別会計			_				_	20.0
適		野呂高原ロッジ事業特別会計			_				_	
用		港湾整備事業特別会計			_				_	
企	宅地造成	内陸土地造成事業特別会計			_				_	
業	事 業	臨海土地造成事業特別会計			_				_	

⁽注) 1 資金不足額がない場合は,「一」で表示している。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を表したものである。

対象となる公営企業10会計において、資金不足額は発生していない。

また,当年度の資金剰余額は,法適用企業では病院事業会計が104,169千円,水道事業会計が2,243,204千円,工業用水道事業会計が1,064,283千円,下水道事業会計が1,265,649千円となっており,法非適用企業では地方卸売市場事業特別会計が4,892千円となっている。

しかし、地方卸売市場事業特別会計を除く全ての会計で、一般会計からの繰入金等があり、法非適用企業においては、当該繰入れにより収支均衡を図っているものが多い。

ついては、当該繰入金等の減少を図るなど、一層、健全な財政運営の確保に 努められたい。

(2) 改善又は検討を要望する事項

事務の処理状況は、おおむね適正と認められ、特に指摘すべき事項はない。

² 経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。